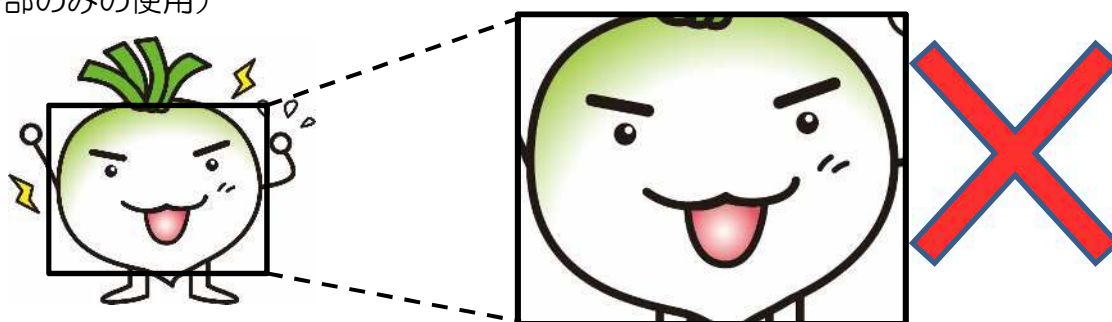


昭和区マスコット「ショウちゃん」デザインガイドライン

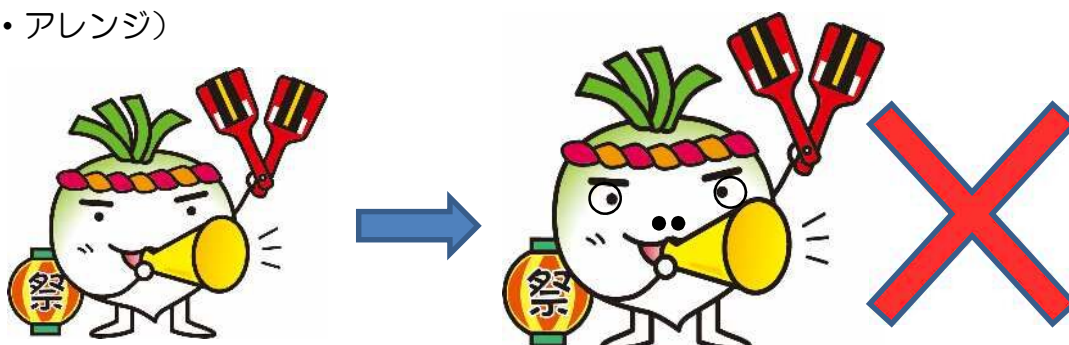
●昭和区マスコット「ショウちゃん」の使用について

- 1) あらかじめ「昭和区マスコット使用規程」を読み、使用条件を満たしていることを確認してください。
- 2) 景品・広告など商品以外の用途でマスコットを使用する場合は、昭和区企画経理課（以下、「企画経理課」）へ「昭和区マスコット使用申込書」を提出する必要があります。
- 3) 商品の製造及び販売を目的としてマスコットを使用する場合、「様式第1号 使用承認申請書」、「様式2号 商品デザインシート」及び事業の概要がわかる書類（パンフレットなど）をセットで提出する必要があります。使用承認の内容を変更する場合も同様です。
- 4) 様式は「名古屋市公式ウェブサイト昭和区役所ページ」からダウンロードしてください。
昭和区ページ <https://www.city.nagoya.jp/showa/>
- 5) マスコットのデザインデータについては、申込書または申請書に記載されたメールアドレスにお送りします。（上記の昭和区ページよりダウンロードすることもできます。）記録媒体への記録を希望する場合は、該当の記録媒体をご持参ください。
- 6) イメージの一部のみを使用したり、改変やアレンジもしくは他の図形や文字と重ねて使用したりすることはできません。また、イメージを拡大縮小する際は、縦横の比率を変えないようにしてください。

（一部のみ使用）



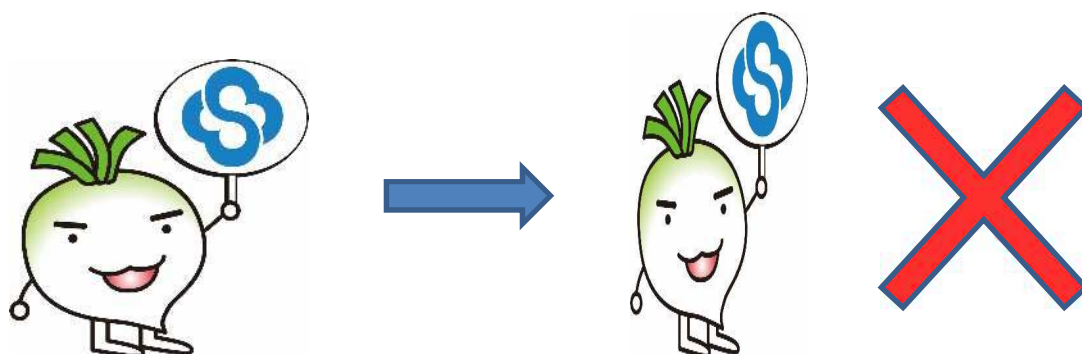
（改変・アレンジ）



(図形や文字と重ねての表示)



(縦横の比率の変更)



7) イメージの表示色を変更することはできません。

カラー、モノクロのいずれかを、そのまま使用してください。

8) マスコットの使用にあたって、愛称「ショウちゃん」を記入する場合は、必ずカタカナで「ショウ」と表記してください。

9) 書類については、電子メール、FAX、郵送のいずれか方法で名古屋市昭和区企画経理課に提出してください。

※その他、使用に関して不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ・書類提出先】

名古屋市昭和区役所区政部企画経理課

〒466-8585 名古屋市昭和区阿由知通3-19

TEL 052-735-3872 FAX 052-733-5534

E-mail a7353872@showa.city.nagoya.lg.jp